

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月21日

【会社名】 NCホールディングス株式会社

【英訳名】 NC Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉川勝博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区鍛冶町一丁目7番7号 (注)1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 日本コンベヤ株式会社
常務取締役管理本部長 石田稔夫

【最寄りの連絡場所】 日本コンベヤ株式会社
大阪府大東市緑が丘二丁目1番1号

【電話番号】 072(872)2151

【事務連絡者氏名】 日本コンベヤ株式会社
常務取締役管理本部長 石田稔夫

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 6,484,697,992円 (注)2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注)1. NCホールディングス株式会社は、本訂正届出書提出日現在において、未成立であるため、上記（本店の所在の場所）は未確定であり、本店所在予定地を記載しております。

2. 本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、日本コンベヤ株式会社（以下「日本コンベヤ」といいます。）の平成27年9月30日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成27年12月18日開催の日本コンベヤの臨時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと、同臨時株主総会において決議事項が決議され、日本コンベヤが平成27年12月21日付で近畿財務局長に金融商品取引法第24の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、平成27年12月2日付で提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、日本コンベヤの臨時株主総会の議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成の目的等

2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成に係る契約

1 株式移転計画の内容の概要

7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

1 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

株式買取請求権の行使について

議決権の行使の方法について

8 組織再編成に関する手続

1 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

2 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

3 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

臨時報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	6,416,449株 (注) 1、2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株です。(注) 3、4

- (注) 1 日本コンベヤの発行済株式総数65,561,955株(平成27年9月30日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転((注)2で定義します。以下同じ。)の効力発生に先立ち、日本コンベヤの発行済株式総数が変化した場合は、NCホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動いたします。日本コンベヤは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、日本コンベヤが平成27年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,397,457株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 2 普通株式は、平成27年10月16日に開催された日本コンベヤの取締役会決議(株式移転計画の作成承認、臨時株主総会への付議)及び平成27年12月18日開催予定の日本コンベヤの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画承認)に基づき行う単独株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- 3 日本コンベヤは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	6,416,449株 (注) 1、2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株です。(注) 3、4

- (注) 1 日本コンベヤの発行済株式総数65,561,955株(平成27年9月30日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転((注)2で定義します。以下同じ。)の効力発生に先立ち、日本コンベヤの発行済株式総数が変化した場合は、NCホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動いたします。日本コンベヤは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、日本コンベヤが平成27年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,397,457株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 2 普通株式は、平成27年10月16日に開催された日本コンベヤの取締役会決議(株式移転計画の作成承認、臨時株主総会への付議)及び平成27年12月18日に開催された日本コンベヤの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画承認)に基づき行う単独株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- 3 日本コンベヤは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

1 【組織再編成の目的等】

2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

当社設立後の、当社と日本コンベヤの状況は、以下のとおりとなる予定です。

日本コンベヤは、平成27年12月18日開催予定の臨時株主総会による承認を前提として、平成28年4月1日(予定)を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業	議決権の 所有割合	関係内容					
					役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携等
	当社 役員	当社 従業員								
(連結子会社) 日本コンベヤ	大阪府 大東市 (注)	3,851	コンベヤ関連、立体駐車装置関連、人材派遣関連	100.0%	10	無	未定	未定	未定	未定

(注) 日本コンベヤは、平成27年12月18日開催予定の臨時株主総会による承認を前提として、平成28年4月1日付で、本店所在地を東京都千代田区に変更するための定款変更を行う予定です。

(後略)

(訂正後)

当社設立後の、当社と日本コンベヤの状況は、以下のとおりとなる予定です。

日本コンベヤは、平成27年12月18日開催の臨時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、平成28年4月1日(予定)を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業	議決権の 所有割合	関係内容					
					役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携等
	当社 役員	当社 従業員								
(連結子会社) 日本コンベヤ	大阪府 大東市 (注)	3,851	コンベヤ関連、立体駐車装置関連、人材派遣関連	100.0%	10	無	未定	未定	未定	未定

(注) 日本コンベヤは、平成27年12月18日開催の臨時株主総会において承認されたとおり、平成28年4月1日付で、本店所在地を東京都千代田区に変更するための定款変更を行う予定です。

(後略)

3 【組織再編成に係る契約】

1 . 株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

日本コンベヤは、臨時株主総会による承認を前提として、平成28年4月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、日本コンベヤを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(その後の変更を含み、以下「本株式移転計画」といいます。)の作成を平成27年10月16日開催の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における日本コンベヤの株主に対し、その保有する日本コンベヤの普通株式1株につき、当社の普通株式0.1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成27年12月18日開催予定の日本コンベヤの臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、次の「2 . 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(訂正後)

日本コンベヤは、臨時株主総会による承認を前提として、平成28年4月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、日本コンベヤを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(その後の変更を含み、以下「本株式移転計画」といいます。)の作成を平成27年10月16日開催の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における日本コンベヤの株主に対し、その保有する日本コンベヤの普通株式1株につき、当社の普通株式0.1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画は、平成27年12月18日開催の日本コンベヤの臨時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、次の「2 . 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(訂正前)

株式買取請求権の行使について

日本コンベヤの株主が、その有する日本コンベヤの普通株式につき、日本コンベヤに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成27年12月18日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本コンベヤに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、日本コンベヤが上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

日本コンベヤの株主による議決権の行使の方法としては、平成27年12月18日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、日本コンベヤの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使を委任することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、日本コンベヤに提出する必要があります。)。また、臨時株主総会に出席しない場合、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成27年12月17日午後5時10分までに日本コンベヤに送付することにより議決権を行使することができます。

(後略)

(訂正後)

株式買取請求権の行使について

日本コンベヤの株主が、その有する日本コンベヤの普通株式につき、日本コンベヤに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成27年12月18日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本コンベヤに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、日本コンベヤが上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

日本コンベヤの株主による議決権の行使の方法としては、平成27年12月18日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、日本コンベヤの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使を委任することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、日本コンベヤに提出する必要があります。)。また、臨時株主総会に出席しない場合、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成27年12月17日午後5時10分までに日本コンベヤに送付することにより議決権を行使することができます。

(後略)

8 【組織再編成に関する手続】

(訂正前)

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、日本コンベヤは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、日本コンベヤの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、日本コンベヤの本店において平成27年12月4日よりそれぞれ備え置くこととします。

は、平成27年10月16日開催の日本コンベヤの取締役会において承認された本株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに本株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、日本コンベヤの平成27年3月期の末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、日本コンベヤの営業時間内に日本コンベヤの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記ないしに掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

株式移転計画作成等承認取締役会	平成27年10月16日
臨時株主総会基準日公告	平成27年10月17日
臨時株主総会基準日	平成27年10月31日
株式移転計画等承認臨時株主総会	平成27年12月18日(予定)
上場廃止日	平成28年3月29日(予定)
当社設立登記日(本株式移転効力発生日)	平成28年4月1日(予定)
当社株式上場日	平成28年4月1日(予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

日本コンベヤの株主が、その所有する日本コンベヤの普通株式につき、日本コンベヤに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成27年12月18日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本コンベヤに通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、日本コンベヤが、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、日本コンベヤは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、日本コンベヤの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、日本コンベヤの本店において平成27年12月4日よりそれぞれ備え置くこととしました。

は、平成27年10月16日開催の日本コンベヤの取締役会において承認された本株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに本株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、日本コンベヤの平成27年3月期の末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、日本コンベヤの営業時間内に日本コンベヤの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 ないし に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

株式移転計画作成等承認取締役会	平成27年10月16日
臨時株主総会基準日公告	平成27年10月17日
臨時株主総会基準日	平成27年10月31日
株式移転計画等承認臨時株主総会	平成27年12月18日
上場廃止日	平成28年3月29日(予定)
当社設立登記日(本株式移転効力発生日)	平成28年4月1日(予定)
当社株式上場日	平成28年4月1日(予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

日本コンベヤの株主が、その所有する日本コンベヤの普通株式につき、日本コンベヤに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成27年12月18日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本コンベヤに通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、日本コンベヤが、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った平成27年12月18日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにし行う必要があります。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

2 【沿革】

(訂正前)

平成27年10月16日	日本コンベヤの取締役会において、日本コンベヤの単独株式移転により純粋持株会社(完全親会社)「NCホールディングス株式会社」を設立することを決議
平成27年12月18日(予定)	日本コンベヤの臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、日本コンベヤがその完全子会社となることについて決議(予定)
平成28年4月1日(予定)	日本コンベヤが株式移転の方法により当社を設立(予定) 当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場(予定)

なお、日本コンベヤの沿革につきましては、日本コンベヤの有価証券報告書(平成27年6月30日提出)をご参照ください。

(訂正後)

平成27年10月16日	日本コンベヤの取締役会において、日本コンベヤの単独株式移転により純粋持株会社(完全親会社)「NCホールディングス株式会社」を設立することを決議
平成27年12月18日	日本コンベヤの臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、日本コンベヤがその完全子会社となることについて決議
平成28年4月1日(予定)	日本コンベヤが株式移転の方法により当社を設立(予定) 当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場(予定)

なお、日本コンベヤの沿革につきましては、日本コンベヤの有価証券報告書(平成27年6月30日提出)をご参照ください。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成27年12月2日)までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月1日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成27年10月16日近畿財務局長に提出。

(訂正後)

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成27年12月21日)までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月1日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成27年10月16日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年12月21日近畿財務局長に提出。